

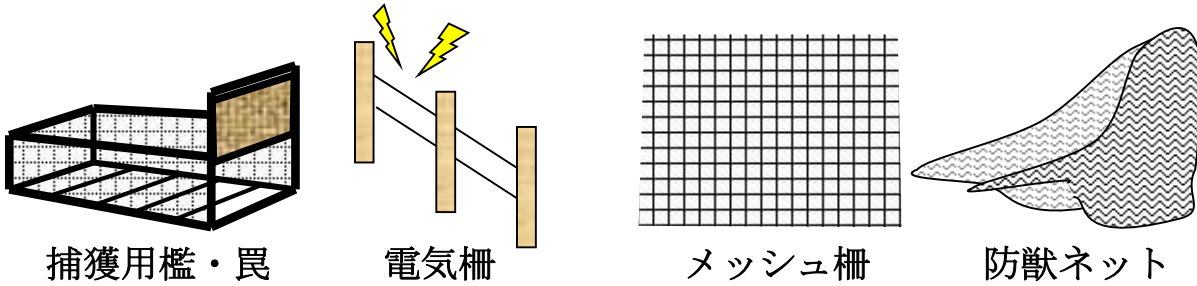
平成30年度獣害対策事業 補助制度をご利用ください。

⚡ 獣害対策事業補助制度とは

農作物の獣害被害をなくすため、イノシシ、シカなどを直接的に追い払う資材(獣害対策資材) 購入費用の1/3 (上限5万円) 補助する制度です。

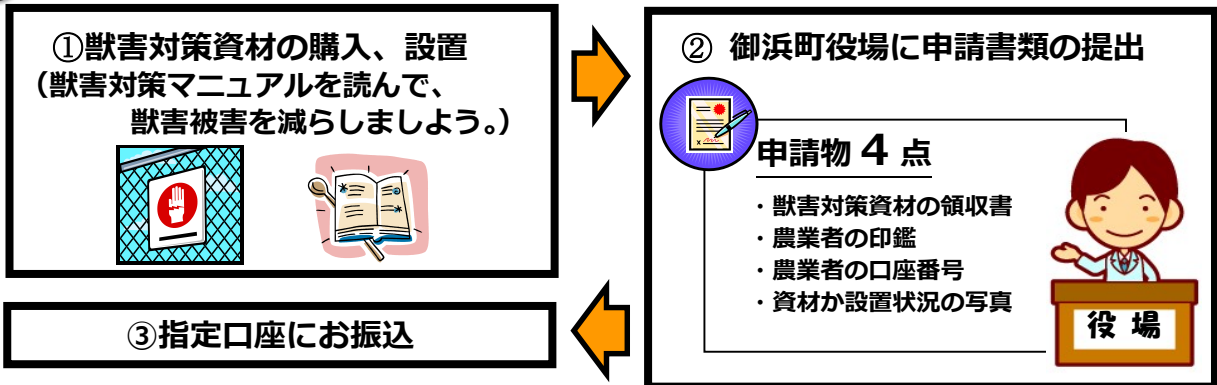
また、**平成30年4月1日以降に購入**した資材が対象となります。

補助対象の例



⚡ 申請期限 平成30年8月31日(金)まで(必着)

⚡ 補助の流れ



⚡ 獣害対策マニュアル配布場所

御浜町役場 農林水産課、町民サービスセンター、尾呂志支所、
神志山連絡所

⚡ 申請の前にチェック！

- ☑ この補助制度をご利用できる方は、いずれも町内に「住所を持つ農業者」、
「事務所がある農業法人」となります。
- ☑ 捕獲おり等のわなに関する資材の補助を受けるには、狩猟免許(わな猟)を取得
していること、または30年度中に取得予定であることが条件となります。
- ☑ 申請できるのは1名または1団体につき、**年度中1回限り**となります。

獣害対策は地域ぐるみで取り組みましょう！！

お問い合わせは 御浜町役場 農林水産課 (Tel 3-0517) 担当 大川 まで